

附 則

附 則

1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、平成26年4月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内もしくは1建物または8（需要場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申し出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)またはロ(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、35（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、35（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、58（一般供給設備の工事費負担金）または59（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、59（特別供給設備の工事費負担金）の場

合に準ずるものといたします。

3 料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）

(1) 料金

料金は、13（料金）にかかわらず、当分の間、各契約種別ごとに料金表の規定によって料金として算定された金額に、ハによって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律により経済産業大臣が定めた経済産業省告示にもとづき算定された値といたします。

なお、当社は、その算定された値をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

ロ 太陽光発電促進付加金単価の適用

(イ) イに定める太陽光発電促進付加金単価は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、その算定された年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、太陽光発電促進付加金単価の適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る主契約料金表の自家発補給電力および予備契約料金表の予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、太陽光発電促進付加金単価の適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう3月の検針日は、4月1日といたします。

ハ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量にイに定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。

なお、太陽光発電促進付加金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(2) 日割計算

当社は、当分の間、18（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、次により太陽光発電促進付加金を算定いたします。

イ 18（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 18（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(3) 延滞利息

延滞利息は、当分の間、23（延滞利息）(2)にかかわらず、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）からイおよびロの算式により算定された金額の合計を差し引いたもの、再生可能エネルギー発電促進賦課金ならびに太陽光発電

促進付加金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額ならびにイおよびロの算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 $\times \frac{8}{108}$

ロ 太陽光発電促進付加金 $\times \frac{8}{108}$

(4) 消費税法の改正にともなう経過措置（延滞利息の算定）

平成26年3月31日までに当社が支払いを受ける権利が確定する料金および消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、平成26年3月31日以前から需給契約が継続し平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年4月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年5月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令附則〔平成25年3月13日政令第56号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）にかかる延滞利息の算定にあたっては、(3)の算式は、(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 $\times \frac{5}{105}$

ロ 太陽光発電促進付加金 $\times \frac{5}{105}$

4 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

- (1) 使用電力量または最大需要電力は、17（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。
- (2) 有効電力量および無効電力量は、17（使用電力量等の計量）(8)にかかわらず、(1)に準ずるものといたします。

5 アンシラリーサービス料金対象容量の取扱い

- (1) 高圧で連系される場合

イ 平成17年3月31日までに当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力については、当分の間、25（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。ただし、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

ロ 平成13年1月1日から平成17年3月31日までの期間において、特別高圧から高圧に供給電圧を変更されたお客さまについては、イにかかわらず、25（アンシラリーサービス料金）(2)によります。ただし、以下の発電設備の定格出力については、当分の間、25（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。

(イ) 平成12年12月31日までに当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力

なお、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

(ロ) 特別高圧から高圧に供給電圧を変更された日から平成17年3月31日までの期間に当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力

なお、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

(2) 特別高圧で連系される場合

平成12年12月31日までに当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力については、当分の間、25（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。ただし、当該発電設備を更新される場合は、更新後の発電設備の定格出力について、更新時からアンシラリーサービス料金対象容量に含めます。

(3) 太陽光発電設備および風力発電設備の定格出力については、当分の間、25（アンシラリーサービス料金）(2)にかかわらず、アンシラリーサービス料金対象容量に含めません。

(4) 当社の供給設備に連系している発電設備のうち、(1)、(2)または(3)に該当する発電設備がある場合のアンシラリーサービス料金対象容量は、次の算式により算定いたします。

$$\text{アンシラリーサービス料金対象容量} = A - B - C \times \frac{A - B}{A}$$

A = 当社の供給設備に連系している発電設備の定格出力の合計値

B = (1)、(2)または(3)に該当する発電設備の定格出力の合計値

C = 25（アンシラリーサービス料金）(3)の控除容量

6 この供給条件の実施にともなう切替措置

Ⅷ（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日（60〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は、工事完成日といたします。）が平成26年4月1日以降であるものから、この供給条件を適用いたします。

7 消費税法の改正にともなう経過措置

(1) 燃料費調整の基準単価

消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、平成26年3月31日以前から需給契約が継続し平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年4月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年5月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令附則〔平成25年3月13日政令第56号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における別表2（燃料費調整）(2)の基準単価については、別表2（燃料費調整）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	17銭4厘
	特別高圧で供給を受ける場合	17銭1厘

(2) 延滞利息の算定

平成26年3月31日までに当社が支払いを受ける権利が確定する料金および消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、平成26年3月31日以前から需給契約が継続し平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に当社が支払いを受

ける権利が確定する料金（平成26年4月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年5月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令附則〔平成25年3月13日政令第56号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）にかかる延滞利息の算定にあたっては、23（延滞利息）(2)の算式は、23（延滞利息）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{5}{105}$$

